

議案第八十三号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立北青山高齢者在宅サービスセンター

港区立北青山地域包括支援センター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人ノテ福祉会

北海道札幌市清田区真栄四百三十四番地六

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

北青山高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。